

大阪府立守口支援学校 学校運営協議会 傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府立守口支援学校運営協議会（以下、「学校運営協議会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 学校運営協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、期日までに学校長あてに「傍聴希望票」を提出しなければならない。

(傍聴することができない者)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類する物品を携帯している者
- 二 前号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第四条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 二 私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 携帯電話機、スマートフォンその他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切るか、マナーモードにすること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第五条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

(違反に対する措置)

第六条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第七条 会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年7月12日から施行する。